鶴岡市監査公告第24号

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定による監査を実施したので、結果に関する報告を同条第9項の規定により公表する。

令和5年7月12日

鶴岡市監査委員 叶野明美

鶴岡市監査委員 加藤 鑛一

記

1 準拠した基準 鶴岡市監査基準(令和2年4月1日施行)

2 監査の種類 財政援助団体等監査

3 監査の対象

> 指定管理施設:鶴岡市湯野浜上区公衆浴場 鶴岡市湯野浜下区公衆浴場

(2) 監査の範囲 令和4年度会計に係る施設の管理及び事務の執行状況

4 監査の着眼点

監査委員が定めた「令和5年度定期監査の着眼点」に基づいて実施した。

- 5 監査の主な実施内容 提出された資料に基づいて関係書類を調査した。
- 6 監査の実施場所及び日程
- (1) 実施場所 監査委員事務局
- (2) 日程 監査期間 令和5年5月10日 ~ 5月22日
- 7 監査の結果

団体の関係帳票の記録整備、領収書等証拠書類の整理保存、出納事務等については概ね良好に処理されており、全般的に施設は適切に管理されているものと認められた。

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定による監査を実施したので、結果に関する報告を同条第9項の規定により公表する。

令和5年7月12日

鶴岡市監査委員 叶野明美

鶴岡市監査委員 加藤 鑛一

記

1 準拠した基準 鶴岡市監査基準(令和2年4月1日施行)

2 監査の種類 財政援助団体等監査

3 監査の対象

(1) 対象団体等 鶴岡市社会福祉協議会

指定管理施設:鶴岡市子育て広場、鶴岡市中央児童館、

鶴岡市鶴岡西部児童館、鶴岡市鶴岡南部

児童館、鶴岡市大山児童館

(2) 監査の範囲 今和4年度会計に係る施設の管理及び事務の執行状況

4 監査の着眼点

監査委員が定めた「令和5年度定期監査の着眼点」に基づいて実施した。

- 5 監査の主な実施内容 提出された資料に基づいて関係書類を調査した。
- 6 監査の実施場所及び日程
- (1) 実施場所 監査委員事務局
- (2) 日程 監査期間 令和5年5月23日 ~ 6月5日
- 7 監査の結果

団体の関係帳票の記録整備、領収書等証拠書類の整理保存、出納事務等については概ね良好に処理されており、全般的に施設は適切に管理されているものと認められた。